

広島市告示第161号

令和7年3月31日

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告します。

なお、この地域計画は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで